

## 「産業雇用安定助成金」

新型コロナウイルス感染症により厳しい経営環境が続くなか、新たな助成金である「産業雇用安定助成金」が創設されました。この「産業雇用安定助成金」について説明します。

### 1. 「産業雇用安定助成金」とは

「産業雇用安定助成金」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業者が、在籍型出向<sup>※1</sup>によって労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業者に対して助成することを目的に創設された助成金です。新型コロナウイルスによる休業等が長引くなか、労働移動で雇用を維持する手法として、厚生労働省などは、更なる活用を働きかけています。

※1 在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の「出向契約」により、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。

### 2. 助成金の対象となる「出向」

雇用調整を目的とする出向が対象となり、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提条件となります。その他の要件としては、出向元と出向先が親会社と子会社の間の出向ではないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向ではないことなど、資本的・経済的・組織的関連性などから見ても独立性が認められること、出向先で別の人を離職させるなどの玉突き出向を行っていないことなどがあります。

### 3. 助成対象となる経費

出向初期経費については、就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備など出向の成立に要する措置を行った場合に助成します（図表1）。

出向運営経費については、出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など出向中に要する経費の一部を助成します（図表2）。

図表1 出向初期経費

	出向元	出向先
助成額	各10万円/一人当たり（定額）	
加算額 <sup>※2</sup>	各5万円/一人当たり（定額）	

※2 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

厚生労働省「産業雇用安定助成金」のご案内より当所にて作成

図表2 出向運営経費

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者 <sup>※3</sup> の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者 <sup>※3</sup> の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

※3 在籍型出向者以外の労働者を指します。

厚生労働省「産業雇用安定助成金」のご案内より当所にて作成

## 閑話ひとつ

- ▶今年4月、文部科学省は学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」を改訂しました。今回の改訂では、感染状況に関わる最新データや生徒たちの心のケアなどが追記されています。この中で、私が特に気になったのは、従来株と比べて、変異株の子供への感染力は強い可能性があるという点です。
- ▶日本でも、他の先進国に遅れてワクチン接種が始まりましたが、現在のところ、予防接種法に基づく公費での接種対象は、満16歳以上が条件となっています。一方、福島県衛生研究所によりますと、今年の4月29日から5月9日までに感染が判明した34人の88.2%から変異株が検出されたということです。
- ▶アメリカでは、疾病対策センターの諮問委員会がファイザー社のワクチンについては、接種対象年齢を12歳以上に引き下げることを勧告しています。日本は、ワクチン接種率で他の先進国に遅れをとり、危機管理の甘さを露呈しましたが、同じ轍を踏まないように早めの対応が待ち望まれます。（KW）